

6 – 1 農地・農業用施設に係る災害発生時技術支援

担当課:農村基盤整備課
連絡先:024-521-7412

<課題>

- 農業土木の専門職がいないため、被災した農地や施設の復旧に遅れが生じ、営農再開が危ぶまれる。

<支援策>

国庫補助災害復旧事業の事業主体である市町村に対して、被災調査等の初動活動から復旧工事の完了まで、復旧事業全般をサポートします。

<効果>

- 早期の復旧完了により、営農への影響を低減できる。

<支援策の概要>

- ①実施時期 地震や異常気象（豪雨、干ばつ、高潮等）により農地や農業用施設（土地改良施設）に被害が発生したとき
- ②対象施設 ○農地
○土地改良施設（頭首工、ため池、水路、農道、用・排水機場 等）
- ③内容 被災調査、応急工事・復旧工法の検討、災害査定、工事設計書作成、工事監督支援、技術研修
- ④実績 ○令和5年9月に発生した台風13号災害では、5市町に延べ78名の職員を派遣
○令和4年は3月発生の福島県沖地震や豪雨被害等からの復旧対応にあたり、19市町村等へ延べ252名の職員を派遣し支援を実施

令和5年9月台風13号災害の復旧支援



左：田への土砂流入地区被災調査



右：ドローンを活用した広域的な被害状況調査

農地や施設の復旧を速やかに行い、農家が安心して営農に取り組めるようにしましょう。



支援担当課からのPR

6-2 農業用施設に係る県営災害復旧事業の実施

担当課:農村基盤整備課
連絡先:024-521-7412

<課題>

- 農業土木の専門職がないため、基幹的で高度な技術を要する農業用施設（頭首工、用・排水機場等）の災害復旧事業に着手できない。

<支援策>

復旧工事に高度な技術が必要な施設は、市町村に代わって復旧工事を行います。

<効果>

- 高度な技術を要する農業用施設について、早期に復旧事業を完了させ、営農を再開できる。

<支援策の概要>

- ①実施時期 地震や異常気象（豪雨、干ばつ、高潮等）により農業用施設（土地改良施設）に被害が発生したとき
- ②対象施設 国・県営で造成され、復旧に高度な技術を要する施設（頭首工、用・排水機場等）又は50,000千円以上の工事
- ③内容 市町村に代わって、県が事業主体となって災害復旧事業を実施
- ④実績 令和元年10月の東日本台風で10地区、令和4年地震災害及び令和5年落雷災害で、それぞれ1地区ずつ県営災害復旧事業を実施
- ⑤その他
 - 「6-1 農地・農業用施設に係る災害発生時技術支援」が優先支援策
 - 県営災害復旧事業実施には市町村と県の協議が必要

令和4年3月地震災の県営復旧施設

（新地町 鴻ノ巣第1地区 幹線用水路【施工中】）
県営で造成された幹線用水路の水管橋が、地震に伴う転石崩落により被災。復旧に高度な技術を要するため、県営災害復旧事業により復旧工事を実施中（R5.12月で橋脚が復旧完了。R6.3月完成予定）。



【復旧前】
(管路・橋脚が破損)



【復旧工事中】
(橋脚が完成)

速やかな営農再開のため、復旧に専門的な知見が必要な場合は、農林事務所へご相談ください。



支援担当課からのPR

6 – 3 農業用水利施設の維持管理に係る点検・診断、 技術研修業務支援

担当課:農地管理課
連絡先:024-521-7409

<課題>

- 農業土木の専門職がないため、農業水利施設の適正な維持管理に苦労している。

<支援策>

- 市町村や施設管理者が行う農業水利施設の点検・診断に同行するとともに、点検のポイント等の技術研修を行います。

<効果>

- 適正な維持管理による施設の長寿命化が図られる。

<支援策の概要>

①実施時期

通常、農業用水を使う前（5月頃まで）や使い終わった後（10月頃から）に実施

※実施時期は要相談

②対象施設

頭首工、堰、ため池、用水路などの農業水利施設

③内容

農業水利施設の点検・診断を市町村や施設管理者と行うとともに、点検のポイント等の技術研修を実施

④実施の流れ

点検・診断等の要望は隨時受付（各農林事務所農村整備部）



施設の状況により日程調整



点検・診断等の実施

⑤実績（令和5年度）

春先の一斉点検などにおいて、事務所職員が同行するなど、23市町村を支援

施設の点検・診断



- 適正な維持管理と予防保全により、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図りましょう！！



支援担当課からのPR

6-4 市町村営国庫補助事業（農業農村整備事業）に係る 実施設計等技術支援

担当課：農村基盤整備課
連絡先：024-521-7414

<課題>

- 農業土木の専門職がないため、市町村が実施する市町村営国庫補助事業（農業農村整備事業）に係る実施設計や整備工事の設計積算、現場監督等が困難であり、事業が進まない。

<支援策>

- 実施設計・整備工事の設計積算や、工事監督等にかかる業務を支援します。

<効果>

- 公共工事の品質確保
- 行政サービスの向上

<支援策の概要>

- 希望する市町村に対して、市町村営国庫補助事業（農業農村整備事業）に係る実施設計・整備工事の設計積算や、工事監督等にかかる技術的助言を実施
- 令和5年度実績 市町村営国庫補助事業（農業農村整備事業）ハード実施の26市町村に対し支援

- 農業土木の専門家が相談に応じます。設計書の作成や現場監督にお悩みの際は、お気軽にご相談ください。



支援担当課からのPR

6-5 ほ場整備等基盤整備事業新規地区掘り起こし技術支援

担当課:農村計画課
連絡先:024-521-7406

<課題>

- 農業土木の専門職がいないため、ほ場整備等農業農村整備事業の計画立案が進まない。

<支援策>

- 計画立案に向けた市町村職員への指導、相談対応を行うとともに、受益者向けの事業説明会を行います。

<効果>

- 事業計画立案の円滑化が図られる。
- 市町村職員の計画立案能力の向上につながる。

<支援策の概要>

- | | |
|-------|---|
| ①実施時期 | 隨時 まずは各農林事務所農村整備部へ相談 |
| ②対象施設 | 未整備の農地や老朽化した土地改良施設（ため池、頭首工、用排水路、ポンプ場等） |
| ③内容 | 対応する補助事業制度、工事着手までの手続き、スケジュール等の相談対応、指導地元農家等へ事業説明会の実施 |
| ④実績 | R5年度 (R6年度新規採択に向けた支援)
ほ場整備事業3地区 ため池整備事業3地区等 合計24地区 |

- 個人の財産である農地を大区画化するほ場整備事業は換地計画や営農計画の策定など、特に専門性が高く、アドバイザーが必要です。
- 計画的な土地改良施設の改修等を進め、農業農村の持続的な発展につなげましょう。



支援担当課からのPR

6 – 6 森林経営管理制度業務支援

担当課:森林計画課
連絡先:024-521-7425

<課題>

- ・森林の現況に応じた適切な計画作成や森林整備の実施など専門的な知識が必要。
- ・市町村には林業の専門職員が少ない。

<支援策>

- ・意向調査に向けた準備や業務委託のための設計書作成支援、説明会等での森林経営管理制度に関する説明など、技術的な業務をサポートします。

<効果>

- ・森林の有する多面的機能の発揮。
- ・林業事業体の育成・強化。
- ・林業の成長産業化の推進。
- ・森林資源の適切な管理。

<支援策の概要>

- ・森林経営管理制度を推進するための森林所有者への意向調査、集積計画・配分計画の作成、森林整備の実施など、市町村が実施するまでの指導、設計書の作成支援などを行います。
- ・市町村が行う、座談会、説明会、研修会にも同席し、技術的な助言や支援等を行います。
- ・令和5年度（上半期）は、支援を希望した32市町村の業務をサポートしました。



市町村担当者会議



森林経営管理制度研修

・森林経営管理制度を活用し、地域の豊かな森林づくりと一緒に進めましょう。

支援担当課からのPR



6-7 ふくしま森林再生事業業務支援

担当課:森林整備課
連絡先:024-521-7429

<課題>

- 森林の現況に応じて適切な森林整備を実施するには専門的な知識が必要。
- 市町村には林業の専門職員が少ない。

<支援策>

- 放射性物質の影響に応じた森林整備の計画策定を支援します。
- 設計・積算業務及び現場監督業務の技術的な助言を行います。

<効果>

- 職員の知識・技術の向上
- 森林所有者や林業事業体に対する行政サービスの向上

<支援策の概要>

1 市町村担当者会議の開催

- ①開催回数 年1回程度（制度改正等に併せて実施）
- ②会議内容
 - 事業の目的や地域の実情に応じた森林整備のあり方等を説明し、市町村職員からの質問に答えながら、意見交換を行い、認識の共有を図る。

2 市町村ごとの支援

- ①支援内容
 - 実施箇所の選定、森林の現況に応じた計画立案～設計積算～現場監督に関する技術的な助言を行う。
- ②支援担当 各農林事務所（森林林業部）

市町村担当者会議



●森林再生事業の実践を通して、森林整備に必要なノウハウを習得し、健全な森林づくりや地域の活性化につなげましょう！

支援担当課からのPR



6 – 8 里山再生事業支援

担当課:森林保全課
連絡先:024-521-7441

<課題>

- 原発事故後、地域住民にとって身近な里山の荒廃が懸念される。
- 森林整備を実施するためには専門的な知識が必要だが、市町村には林業の専門職員が少ない。

<支援策>

- 里山再生事業の実施を希望する地区の事前調査や森林整備等の技術的な助言などのサポートをします。

<効果>

- 地域住民にとって身近な里山において、安心して利用できる環境が作られる。

<支援策の概要>

- 里山再生事業の実施を希望する地区の選定、事業内容について、技術的な助言を行います。
- 特に空間線量率の調査、森林整備について、市町村の要望を踏まえたものとなるよう調整を行います。
- 支援について、隨時受け付けております。
- 7市町村13地区（R5.12現在）が選定され、事業に取り組んでおります。

里山再生事業のイメージ



・地域住民にとって身近な里山を整備して、豊かな生活環境を作りましょう！

支援担当課からのPR

6-9 広葉樹林再生事業支援

担当課:森林整備課
連絡先:024-521-7429

<課題>

- きのこ原木林等を再生するには、適期の伐採や放射性物質濃度調査等に関する専門的な知識が必要。
- 市町村には林業の専門職員が少ない。

<支援策>

- きのこ原木林等の再生を図る広葉樹林整備の計画策定を支援します。
- 設計・積算業務及び現場監督業務の技術的な助言を行います。

<効果>

- 職員の知識・技術の向上
- 森林所有者や林業事業体に対する行政サービスの向上

<支援策の概要>

1 市町村担当者会議の開催

- ①開催回数 年1回程度（制度改正等に併せて実施）
- ②会議内容 事業の目的や実施上の留意点等を説明し、市町村職員と意見交換を行いながら、認識の共有を図る。

2 市町村ごとの支援

- ①支援内容
 - ・実施箇所の選定、森林の現況に応じた計画立案～設計積算～現場監督に関する技術的な助言を行う。
 - ・伐採地における放射性物質濃度等の調査方法に関する技術的な助言を行う。
- ②支援担当 各農林事務所（森林林業部）

市町村ごとの支援



- 放射性物質の影響を調査しながら、原木林の伐採と更新を図る施業を進めて、次世代のきのこ原木林等を再生しましょう！

支援担当課からのPR



6-10 (更新) 林道施設のインフラ長寿命化対策への技術的支援

担当課:森林整備課
連絡先:024-521-7430

<課題>

- 林道施設の点検保全等に係る計画の策定及び対策工事を実施するには専門的な知識が必要。
- 市町村には林業の専門職員が少ない。

<支援策>

- 林道の橋梁やトンネルに係る個別施設計画策定を支援します。
- 計画に基づく対策工事を円滑に実施するための技術的な助言を行います。

<効果>

- 施設の長寿命化
- 適切なタイミングでの施設の更新

<支援策の概要>

1 個別施設計画策定における以下の支援

- ①個別施設計画策定説明会の実施
- ②個別施設計画作成ファイルの提供
- ③県内各市町村の事例について情報提供

2 個別施設計画に基づく工事における以下の支援

- ①対策工事の設計・積算に関する助言
- ②国庫補助制度に関する助言

個別施設計画策定説明会



- 市町村職員からのご相談は随時受け付けております。
- 森林整備課や各農林事務所森林林業部にお気軽にご相談ください。
- 個別施設計画を策定し、林道施設の長寿命化につなげましょう！



支援担当課からのPR

6-11 林道施設災害復旧への技術的支援

担当課:森林整備課
連絡先:024-521-7430

<課題>

- 林道施設の災害復旧を実施するには専門的な知識が必要。
- 市町村には林業の専門職員が少ない。

<支援策>

- 林道施設災害の復旧にあたり、国庫補助を受けられるよう支援します。

<効果>

- 被災林道の速やかな機能回復

<支援策の概要>

1 被害調査時の支援

- ・調査方法への助言や被害調査同行

2 復旧方法検討時の支援

- ・復旧方法や工法選定の考え方（安定性、経済性、施工性等）について助言
- ・設計積算の方法や内容について助言
- ・国、県等関係機関との連絡調整や助言

3 災害査定時の支援

- ・申請書や資料作成、現地準備、説明順序、査定官等の想定質問等について助言

4 復旧工事施工時の支援

- ・現場監督への助言、同行（特に変更事項発生時）

※林道施設災害復旧事業の申請者・事業主体は各市町村長です。

当該支援は、県が代行するものではありませんのでご注意ください。

●ご相談は随時受け付けております。

●各農林事務所森林林業部や森林整備課にお気軽にご相談ください。

●林道を早期に復旧し、速やかな通行確保につなげましょう！

被災した林道法面の復旧



支援担当課からのPR

6-12 林道整備への技術的支援

担当課:森林整備課
連絡先:024-521-7430

<課題>

- 林道の計画を策定するには専門的な知識が必要。
- 市町村には林業の専門職員が少ない。

<支援策>

- 林道事業の計画策定や設計・積算、現場監督業務等の技術的な助言を行います。

<効果>

- 効率的な森林整備の促進
- 木材輸送の効率化

<支援策の概要>

1 路線計画策定の支援

- ・森林整備の計画を考慮した線形策定の技術的助言

2 設計積算の支援

- ・工法選定などの考え方について助言
- ・設計積算の方法や内容について助言

3 現場監督業務の技術的助言

- ・現場監督における助言、同行

林道を利用した間伐材搬出



- ご相談は随時受け付けております。
- 各農林事務所森林林業部や森林整備課にお気軽にご相談ください。
- 林道の整備により、森林整備を推進し、林業の活性化につなげましょう！



支援担当課からのPR

6-13 防災重点農業用ため池事業計画策定支援

担当課:農村計画課・農地管理課
連絡先:024-521-7406(計画)
024-521-7409(管理)

<課題>

- 農業土木の専門職がいないため、防災重点農業用ため池の防災工事の計画立案が進まない。

<支援策>

- 計画立案に向けた市町村職員への指導、相談対応を行うとともに、受益者向けの事業説明会の開催を支援します。

<効果>

- 事業計画立案の円滑化が図られる。
- 市町村職員の計画立案能力の向上につながる。

<支援策の概要>

①実施時期 随時 まずは各農林事務所農村整備部へ相談

②対象施設 防災重点農業用ため池

③内容 計画策定に必要な技術的な助言、対応する補助事業制度、工事着手までの手続きやスケジュール等の相談対応、地元農家等へ事業説明会の支援

④実績 R5年度新規採択 ため池整備事業4地区

- 決壊した場合に、下流に大きな影響を与える恐れのあるため池(防災重点農業用ため池)の防災工事を集中的かつ計画的に行う必要があります。
- 現場条件に応じた調査手法や工法の選定、土地に関する問題など、事業計画策定には、専門性が高く、アドバイザーが必要です。
- 防災重点農業用ため池の防災工事を推進し、安全・安心な暮らしを守りましょう。



支援担当課からのPR